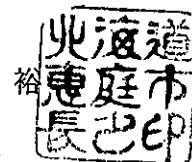


恵庭市花と緑の記念日を定める条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第8号

恵庭市花と緑の記念日を定める条例

花と緑は、私たちの暮らしに潤いと安らぎをもたらしてくれます。

私たちの住む恵庭市では、長年にわたり市民が主役の「花のまちづくり」が進められており、この「花のまちづくり」は、年月をかけてはぐくまれ、令和4年6月25日から7月24日まで開催された第39回全国都市緑化北海道フェア及びその中心的行事として令和4年7月13日に開催された令和4年度全国都市緑化祭という形で実を結びました。

私たちは、花を愛し、花と緑が持つ力を信じ、これまで長年にわたって「花のまちづくり」をつないでくれた先人たちの偉業を改めて認識するとともに、これからも恵庭市民がひとつとなって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして、ここに恵庭市花と緑の記念日を定める条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、恵庭市花と緑の記念日（以下「記念日」という。）を定めることを目的とする。

(記念日)

第2条 毎年、7月13日を記念日とする。

(取組の実施)

第3条 市長は、記念日にふさわしい取組を市民と共に実施するものとする。

(補則)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。